

1 第1章 島根県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

2 1 県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

3 4 (1) 計画策定の趣旨

5
6 この計画は、令和6年3月に、こども家庭庁から発出された通知「都道府県社会的養育推
7 進計画の策定要領(以下、「策定要領」という。)」に基づき、島根県が令和2年3月に策定した
8 「島根県社会的養育推進計画(以下、「前回計画」という。)」を全面的に見直し、新たに策定し
9 たものです。

10 11 ア 国の示す方向性

12
13 前回の計画は、平成29年(2017年)8月に国が設置した、「新たな社会的養育の在り方に
14 関する検討会」により取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」において明記された、こ
15 どもの家庭養育優先原則に基づき策定され、家庭と同様の環境での養育を推進し、全年齢
16 層にわたる里親等委託率の向上を図ることとしていました。

17
18 今回の策定要領では、さらなる里親等委託の推進に加え、児童福祉法等の一部を改正す
19 る法律(令和4年法律第66号。以下、「令和4年改正児童福祉法」という。)に基づき、こども
20 に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利の擁護が図られた児童福祉施策
21 を推進するという方向性が示されました。

22 23 イ 県の計画策定の考え方

24
25 島根県では、令和6年5月に「島根県社会的養育推進計画策定検討委員会」と分野ごとに
26 4つのワーキンググループ(以下、「WG」とします。)を設置、WG にて土台となる案を作成し、
27 策定検討委員会で協議を行いました。

- 28 ①パーマネンシー保障・里親 WG
- 29 ②施設小規模・多機能化及び自立支援 WG
- 30 ③児相体制強化・一時保護改革及び権利擁護 WG
- 31 ④市町村こども家庭支援体制構築 WG

32
33 前回計画の成果や課題等を踏まえた上で、こどもの最善の利益を実現するため、市町村、
34 児童相談所、里親・ファミリーホーム、施設等の体制強化及び整備を目的として、本計画を策
35 定します。

37 (2) 計画の期間

38

39 計画の期間は令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間としま
40 す。ただし、計画の期間内においても必要となる場合には、計画の見直しを行うものとします。

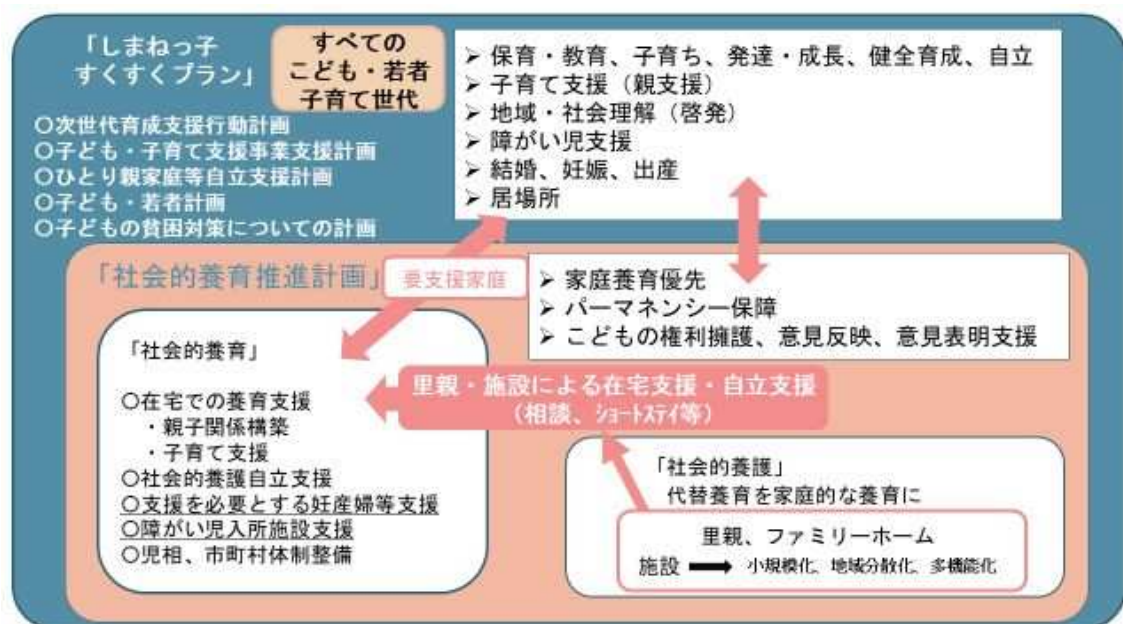
41

42 (3) 他の県計画との整合

43

44 計画は、「島根創生計画」や、「島根県子ども計画」として位置づけられている「しまねっ子す
45 くすくプラン」などとの整合を図ります。

46



47

※表の中で下線部は、策定要領において新たに加わった項目。

48

49 (4) 目指すべき将来像

50

51 計画策定にあたっては、本計画を推進することにより実現していく将来像を掲げました。こ
52 の将来像は「しまねっ子すくすくプラン」とも整合を図り、こどもの最善の利益の実現に向けて、
53 全てのこどもが健全に養育される権利を持っていることを踏まえています。さらに、こどもが
54 不利益を被ることがないように十分に配慮し、虐待の未然防止と早期発見、早期対応を図ると
55 ともに、社会的養護を必要とするこどもや家庭に対して、専門的で適切な支援を実施するこ
56 となどにより取り組んでいきます。

57

目指すべき将来像



「すべてのこどもたちが、笑顔で安心して暮らせるしまね」

58

59 (5) 全体目標(柱)

60

61 計画が目指すべき将来像を「すべてのこどもたちが、笑顔で安心して暮らせるしまね」と定
62 めた上で、こどもの最善の利益の実現に向けて、国の示す方向性と島根県の現状を踏まえ、
63 柱となる全体目標を3つ掲げました。

64

【全体目標①】虐待の未然防止と早期発見、早期対応

- 3 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組
- 4 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
- 11 児童相談所の強化等に向けた取組

(取組に記載した番号は策定要領及び本計画の項目番号。以下同様)

65

66 ・こども家庭センターによる母子保健と児童福祉の一体的な相談体制を通じて、支援を
67 要する家庭に切れ目なく寄り添い、支援プランを作成しながら効果的に支援を開始しま
68 す。そのために、地域の実情に応じて児童養護施設、乳児院、里親・ファミリーホームな
69 どを活用した家庭支援事業等の充実を図ります。

70

- 71 ・県と市町村が連携し、支援を特に必要とする妊産婦等との関係を構築し、そのニーズ
72 に応じた支援を包括的に提供します。
73
74 ・児童福祉司等の専門職の適正な配置や研修の実施等を通じて、専門性の向上を図り、
75 児童相談所の強化に取り組みます。
76

**【全体目標②】 社会的養護を必要とするこどもや家庭への
専門的で適切な支援の実施**

- 3 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組【再掲】
6 一時保護改革に向けた取組
7 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組
8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
9 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換
に向けた取組
10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
11 児童相談所の強化等に向けた取組【再掲】
12 障害児入所施設における支援

- 77
78 ・こどもの最善の利益を実現するために、児童相談所及び一時保護所の体制と機能の
79 強化を図り、児童養護施設、乳児院、里親・ファミリーホームを有機的に活用すること
80 で、専門的かつ家庭的な養育を進めます。
81
82 ・児童養護施設及び乳児院においては、それぞれの特色や強みを生かし、小規模化、地
83 域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を推進します。そして、困難な課題を抱
84 えるこどもや家庭に対して包括的な支援を実施します。児童心理治療施設や児童自立
85 支援施設においても、こどもの特性に応じて一人ひとりに合った支援を提供できるよう
86 に検討していきます。
87
88 ・障害児入所施設においては、障がい児の特性を踏まえた適切な養育を提供し、できる
89 限り良好な家庭的環境で生活できるよう努めます。
90
91 ・里親・ファミリーホームについては、里親支援センターの設置や里親への段階的な委託
92 のほかに里親等相互の連携を図り、レスパイト・ケアを進めることで、里親が安心して

93 委託を引き受けられるようにします。

94

95 ・社会的養護経験者等の実情を把握し、必要な自立支援が受けられるよう、関係機関と
96 連携して相談・助言及び相互交流ができる場の開設を検討します。

97

【全体目標③】 当事者であるこどもの権利擁護

2 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

6 一時保護改革に向けた取組【再掲】

10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組【再掲】

11 児童相談所の強化等に向けた取組【再掲】

98

99 ・こども自身及び社会的養育にかかわる関係職員等に対して、こどもの権利や権利擁護
100 の考え方の周知・啓発を行い、理解を深め意識改革を進めます。

101

102 ・社会的養護施策の策定を検討するための委員として当事者であるこども（社会的養護
103 経験者を含む）の参画や、措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施体制を整
104 備します。

105

106 ・法改正により、こどもの権利擁護に係る環境を整備することが県の業務に位置付けら
107 れ、一時保護決定時等の意見聴取等措置や意見表明等支援事業など、こどもの権利
108 擁護に関する取組について拡充されたことから、県では、これらの取組を積極的に進
109 めます。



110

111 計画策定の全体像として、虐待の未然防止と早期発見、早期対応のためには、児童福祉と
 112 母子保健が連携したリスクアセスメントと、市町村が各家庭に寄り添って行う相談や、里親・
 113 ファミリーホームや施設などを活用して行う家庭支援事業等を充実するなど、暮らしている地
 114 域においてこどもが家庭生活を続けるための最大限の努力を行います。

115

116 また、里親・ファミリーホームや施設については、委託・入所措置での支援だけでなく、在宅
 117 支援についてもそれぞれの施設の特性や専門性を生かした役割を果たせるよう支援してい
 118 きます。

119

120 次に、社会的養護を必要とするこどもと家庭に対して専門的で適切な支援を実施するた
 121 めには、児童相談所や市町村が中心となって、「家庭養育優先原則」に基づき、里親・ファミ
 122 リーホームへの支援の拡充及び里親の養育レベルの向上などを図り里親等委託を推進します。

123

124 一方で、里親等委託を行うには困難な課題のあるこどもにも「できる限り良好な家庭的環
 125 境」が提供できるよう、施設の小規模かつ地域分散化を推進し、ケアニーズの高いこどもは
 126 高機能化された施設において養育できるように検討します。併せて、こどもや家庭の課題が
 127 解決できるように支援を行うとともに、社会的養護経験者の実情把握と自立のために必要な
 128 援助を実施するように検討していきます。

129

130 最後に、社会的養育の当事者であるこどもの権利擁護のためには、こどもの権利について、
 131 児童相談所、里親・ファミリーホーム、施設やこども自身が理解し、こどもが自ら意見表明で
 132 きる機会を確保できるよう取り組みます。また、社会的養育推進計画策定委員会などの施策

133 を策定する場に当事者に参加してもらい、意見を反映することとします。

134

135 このように、関係機関の密接な連携により、子どもにとって最善の社会的養育を提供し、目
136 指すべき将来像である「すべての子どもたちが、笑顔で安心して暮らせるしまね」が実現する
137 よう取り組んでいきます。